

北海道告示第10472号

北海道が平成31年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成31年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

(経済部所管分 その2)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>地域課題解決型起業支援事業 民間団体等が、起業支援事業（道が地域再生計画に定める社会的事業の分野において、地域課題の解決を目的として新たに起業する者に対して、起業に必要な経費の一部を補助する事業及び事業立ち上げ等に関する伴走支援の事業）の実施に要する経費を補助する。</p>	<p>道内全域における起業支援事業を最も効率的かつ適切に遂行する能力を有する者として、地域課題解決型起業支援事業補助金補助事業者採択基準により採択された者</p>	<p>次の事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 起業支援金 新たに起業する者が起業に必要な次の経費に対し、2分の1以内（最大200万円）を補助することに要する経費 人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費、その他知事が必要と認める経費 ※人件費については、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員等の人件費を除く。 (2) 起業支援金の交付事務及び伴走支援 人件費、事務所等借料、謝金、旅費、会議費、借料、通信運搬費、水道光熱費、消耗品費、雑役務費、外注費、委託費、その他知事が必要と認める経費 ※人件費については、起業支援事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限る。</p>	<p>10分の10以内 ただし、限度額 22,000千円 （ 起業支援金 20,000千円 起業支援金の 交付事務及び 伴走支援 2,000千円 ）</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号証式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第10号証式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部地域 経済局中小 企業課</p>		

地域課題解決型起業支援事業費補助金補助対象者採択基準

(目的)

第1条 地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づく補助対象者を採択するため、必要な事項を定めるものとする。

(申請要件)

第2条 地域課題解決型起業支援事業費補助金の申請ができる者は、次の各号の要件を全て満たす単体法人又は複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

- (1) 道内に事務所又は事業所を有する者であること。
- (2) 北海道補助金等交付規則第21条の規定による補助金等の一時停止措置又は北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領第2条第1項の規定による指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (3) 道税を滞納している者でないこと。道に納税義務がない者は、本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

(採択基準)

第3条 補助対象者の採択は、次の各号の項目を総合的に評価して行うものとする。

- (1) 実施体制、業務遂行能力
- (2) 事業企画提案の目的適合性
- (3) 業務遂行方法の妥当性